



参考資料

「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 施行規則」の一部改正(案)について

(バリアフリー法) 建築物移動円滑化基準の改正について

<趣旨>

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、便所及び駐車場に係るバリアフリー基準を見直すとともに、新たに劇場等の客席に係るバリアフリー基準を定める。

<改正内容>

1. 便所
現在、建築物に1以上設置を求めている「車椅子使用者用便房」について、当該基準を見直し、原則、建築物の階ごと(各階)に1以上の設置を求めることとする。
(※)小規模階を有する建築物、大規模階を有する建築物に関しては、別に基準を設定する。
2. 駐車場
現在、建築物に1以上設置を求めている「車椅子使用者用駐車施設」について、当該基準を見直し、原則、駐車施設の数に応じ、一定数以上の設置を求めることとする。
3. 劇場等の客席
劇場等について、座席数に応じ、一定数以上の「車椅子使用者用スペース」の設置を求めることとする。

<交付・施行時期>

交付日: 令和6年6月21日
施行日: 令和7年6月 1日

※特定路外駐車場に関する政令も、別途改正されており、改正内容「2」と同様の基準まで引上げられる。

改正建築物移動円滑化基準と県条例整備基準の比較

区分	建築物移動円滑化基準		県条例						
	改正前	改正後	整備基準						
車椅子使用者用 便房	建築物に1以上	<p>【原則】 便所のある階に1以上</p> <p>【特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模階を有す建築物 床面積の合計が1,000㎡ に達するごとに1以上 ※小規模階：階床面積1,000㎡未満 ・大規模階を有す建築物 階床面積ごと 40,000㎡未満 ：当該階に2以上 40,000㎡超 ：当該階に20,000㎡ごと1以上 ※大規模階：階床面積10,000㎡超 	<p>建築物に1以上</p> <p>【=改正前義務基準】</p> <p>【<改正後義務基準】</p>						
車椅子使用者用 駐車区画	建築物に1台以上	<p>区画総数200以下 : 2%以上</p> <p>区画総数200超 : 1%+2以上</p>	<p>区画総数 : 1%以上</p> <p>【>改正前義務基準】</p> <p>【<改正後義務基準】</p>						
車椅子使用者用 客席	—(基準なし)	<p>客席総数400以下 : 2以上</p> <p>客席総数400超 : 0.5%以上</p> <table border="1" data-bbox="853 1250 1389 1365"> <thead> <tr> <th>客席数</th> <th>改正基準</th> <th>県基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>401~500</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	客席数	改正基準	県基準	401~500	3	2	<p>客席総数500以下 : 2以上</p> <p>客席総数500超 : 0.5%以上</p> <p>【<改正後義務基準】</p>
客席数	改正基準	県基準							
401~500	3	2							

⇒いずれの規定も、一部県条例の整備基準を上回っている状況

建築物移動円滑化基準と県条例整備基準の関係

- ✓ バリアフリー法に基づく建築物移動円滑化基準は、障害者等が建築物特定施設を円滑に利用できるようにするために設定された「最低限のレベル」と整理されており、建築基準関係規定として建築確認審査において、基準適合の実効性が担保される仕組みとなっている。
- ✓ 一方、県条例に基づく整備基準は、障害者等の利用に配慮した整備を進めるという点で目的は同じだが、バリアフリー法の規定と同程度又はそれを上回る水準(施設の範囲、整備基準)を設定した上で、事業者の理解を得ながら高い水準での整備を進めることとしている。

<確認施設の範囲>

みんなのバリアフリー街づくり条例 第3章

◇(建築物)指定施設 ◇旅客施設 ◇特定公園施設 ◇道路 ◇路外駐車場

バリアフリー法／条例 第4章(法委任規定)

◇特別特定建築物【条例付加施設を含む】 ◇旅客施設 ◇特定公園施設 ◇特定道路 ◇路外駐車場

対象施設の追加
(事務所・工場等)

対象面積
の引下げ

<整備基準の付加(例)>

区分	バリアフリー法	県条例(第3章)
主要な出入口以外の出入口	規定なし	有効幅員80cm以上 段を設けない 等
乳幼児用おむつ交換台の設置	規定なし	(施設種別・規模に応じて) 1以上
車椅子利用者用客室の確保数	客室の総数 50以上の場合に限り1以上	客室の総数 50未満の場合も1以上

県整備基準改正の方向性

基本的な考え方

本県条例における整備基準について、改正政令基準と同等以上の水準になるまで基準の引上げを行う。

現行基準

<便所>

- ① **建築物に1以上の車椅子使用者用便房**
- ② **建築物に1以上の障害者等が円滑に利用できる便所**
(①の便房を設けた便所のほかに設ける。)

<車椅子使用者用駐車区画>

- ・ 駐車区画数の **1%以上**

<劇場等の車椅子使用者用客席>

- ・ 客席数**500席以下**の場合、**2以上**
500席超の場合、**0.5%以上**

見直し後

<便所>

- ② **各階に1以上の障害者等が円滑に利用できる便所** ※設置箇所は任意
- ① ②の**便所が設置された各階に1以上の車椅子使用者用便房**

ただし、

「事務所」の場合、**車椅子使用者用便房は建築物に1以上(②は各階)**
「共同住宅・工場」の場合、**便所・車椅子使用者用便房は建築物に1以上**

※本県整備基準においても、建築物移動円滑化基準で講じられた
「小規模階を有する建築物」「大規模階を有する建築物」に関する規定
と同趣旨の措置を講じる。

※水洗器具/乳幼児用設備/介助用大型ベッドを備えた便房に関する規定は
変更なし。

<車椅子使用者用駐車区画>

- ・ 駐車区画数**200台以下**の場合、**2%以上**
200台超の場合、**1% + 2以上**

<劇場等の車椅子使用者用客席> ※客席のある室ごとの計算とする

- ・ 客席数**400席以下**の場合、**2以上**
400席超の場合、**0.5%以上**

追加



(参考) 便所に関する基準の全体像について

<全体像>

現行

(1) バリアフリートイレの設置 (**建築物 1 以上**)

① 車椅子利用者用便房

② その他個別機能を備えたトイレ(水洗器具等)

(2) 障害者等が円滑に利用できる構造の便所の設置
(**建築物 1 以上**) **※(1)と別に設ける**

③ 幅員・洗面設備・便房等の構造

④ 男子用小便器の構造

見直し後

(1)③便所の設置 (**各階 1 以上**)

(2)③障害者等が円滑に利用できる便所の構造

(3)車椅子利用者用便房の設置(建築物 1 以上の区分)

(4)車椅子利用者用便房の設置(**各階 1 以上**の区分)

(5)その他の個別機能を備えたトイレ(水洗器具等)
(建築物 1 以上) ※変更なし

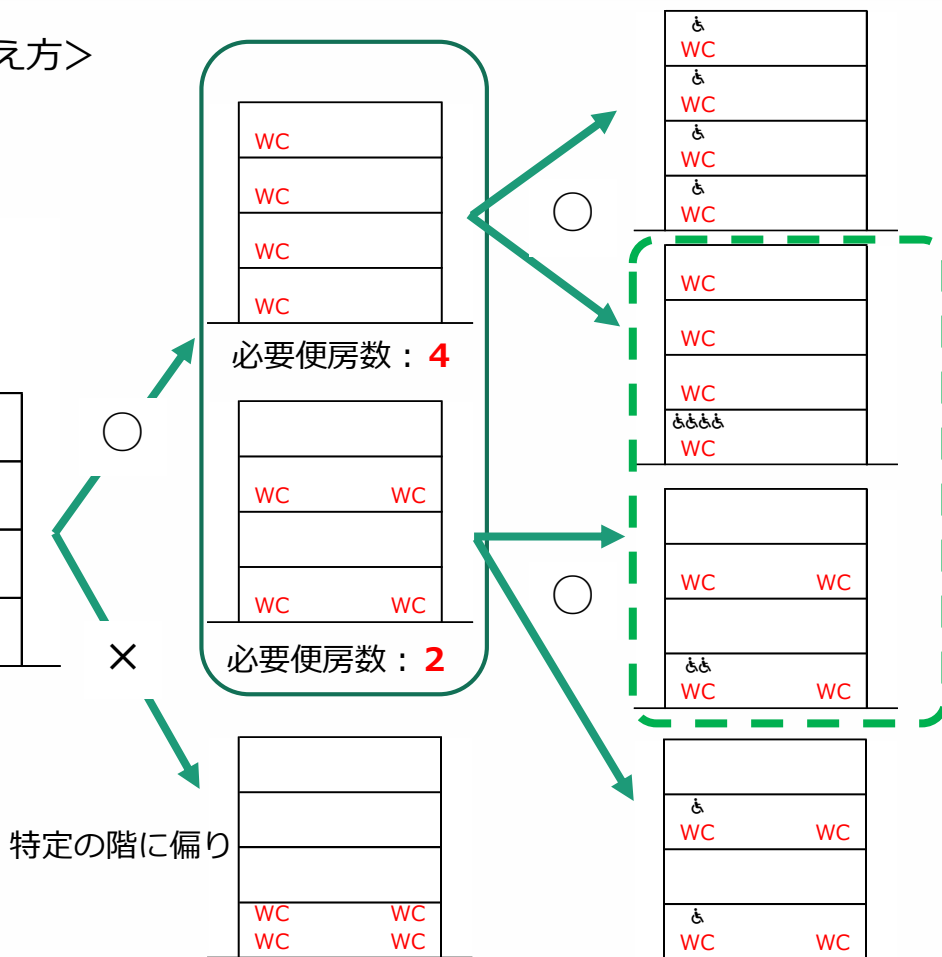
(6)男子用小便器の構造

(建築物 1 以上) ※変更なし

- ✓ 建築物移動円滑化基準では、便所の設置に関する規定が新設。**当該便所内に車椅子利用者用便房を含むバリアフリートイレ**を備えることを求める内容となった。(機能分散の考え方に整合的)
- ✓ 一方、県整備基準では、**障害者等の利用に配慮した便所数を確保**するため、**(1)のトイレとは別に**「障害者等が円滑に利用できる構造の便所」の設置を求める内容となっている。
しかし、**今回の見直しで建築物内の便所・便房数が増加**することを考慮し、また**便所配置の基本的な考え方とした「機能分散」を一層進める**ため、国の規定と揃えた見直しを行う。

改正政令基準との相違点①：車椅子使用者用便房の配置方法

<政令基準の考え方>



便所を利用に支障がない位置に配置したにも関わらず、肝心の車椅子使用者用便房は、集約され、使いづらい場所に配置される懸念がある。

⇒特定階への偏りが無いよう規定を追加

①便所の基準

- ・不特定多数の者が利用する階の階数に相当する数の便所を設置すること
- ・便所の配置は、特定の階に偏ることなく設けること
その他、利用する上で支障がない位置に設けること

②車椅子使用者用便房の基準

- ・①の便所が設置されている階(以下、「便所設置階」という。) においては、1以上の便所に、1以上の便房を設置すること
- ・便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の便所内に設けることができる。追加
ただし、特定の階に偏ることなく設けること
その他、利用する上で支障がない位置に設けること

改正政令基準との相違点②：不特定多数利用便所の構造

改正政令 ※今回使う部分に関する改正はない

第19条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める経路のうち1以上…を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第26条において「移動円滑化経路」という。）にしなければならない。

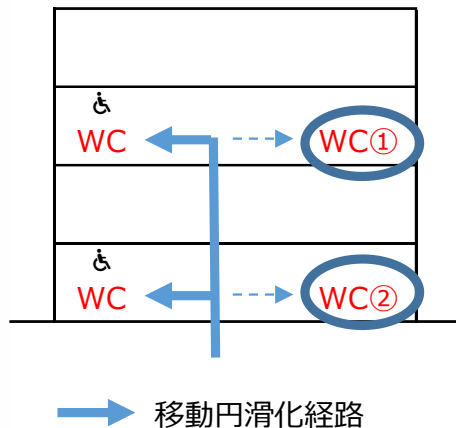
(2) 建築物又はその敷地に車椅子利用者用便房(車椅子利用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(・・・)から当該車椅子利用者用便房までの経路

2 移動円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

⇒ (1)段を設けない (2)出入口の構造 (3)廊下の構造 (4)傾斜路 (5)(6)エレベーター等 (7)敷地内通路の構造

商業施設

地上4階建
各階1,300㎡



- ✓ 車椅子利用者用便房が配置されていない便所に至る経路は、「移動円滑化経路」に該当しないため、出入口の構造等に関する規定が適用されない。
- ✓ したがって、左図のとおり、車椅子利用者用便房を設けない便所①・②がある場合、「不特定多数及び障害者等のための便所」として整備を求めたにもかかわらず、これらの者が利用できない便所となる懸念がある。

便所の構造として、現行「障害者等が円滑に利用できる構造の便所」を参考に規定する。

- 便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とすること。
- 便所の出入口に戸を設ける場合には、容易に通行でき、前後に高低差を設けないこと。
- 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。
- 障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、幅員80cm以上、戸を設ける場合には、容易に通行でき、前後に高低差を設けないこと。
- 障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を1以上設けること。

追加

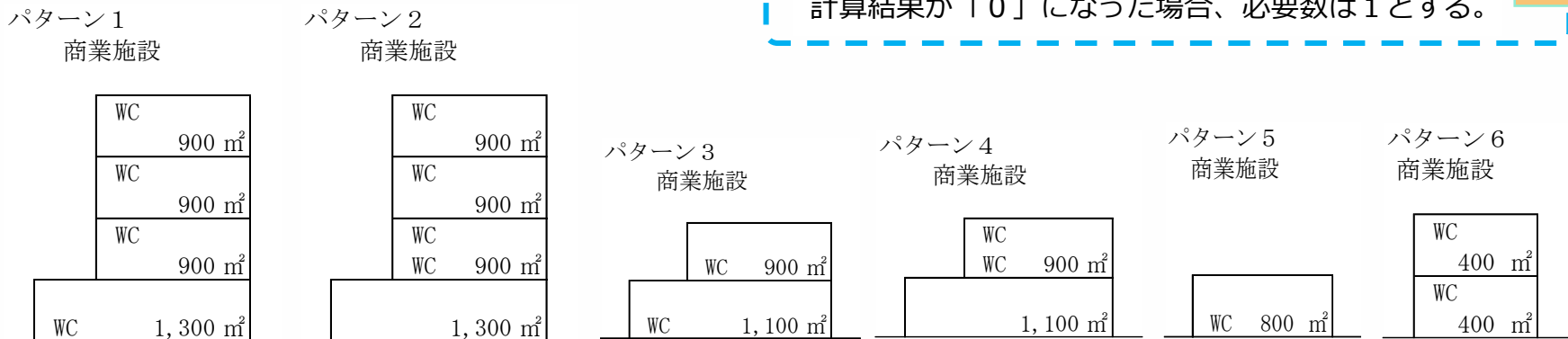
改正政令基準との相違点③：車椅子使用者用便房の必要数 ～小規模階を有する建築物

【床面積1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物の基本的な計算方法】

必要数 = 床面積が1,000㎡未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数 (1未満の端数は切り捨て) + 床面積が1,000㎡以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数

※「便所設置階」以外の階も計算に含む ※施設の状況に応じた細かな調整あり

追加
計算結果が「0」になった場合、必要数は1とする。



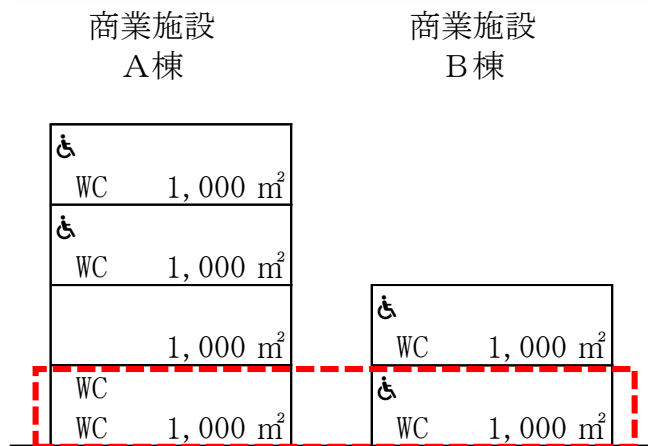
小規模階の床面積計(㎡)	2,700	2,700	900	900	800	800
必要数①	2	2	0	0	0	0
1,000㎡以上便所設置階	1	1	1	0	0	0
必要数②	1	0	1	0	0	0
合計必要数 ①+②	3	2	1	0	0	0

従前の規定では「1」必要だったにも関わらず、基準が後退している。

改正政令基準との相違点④：車椅子使用者用便房の必要数

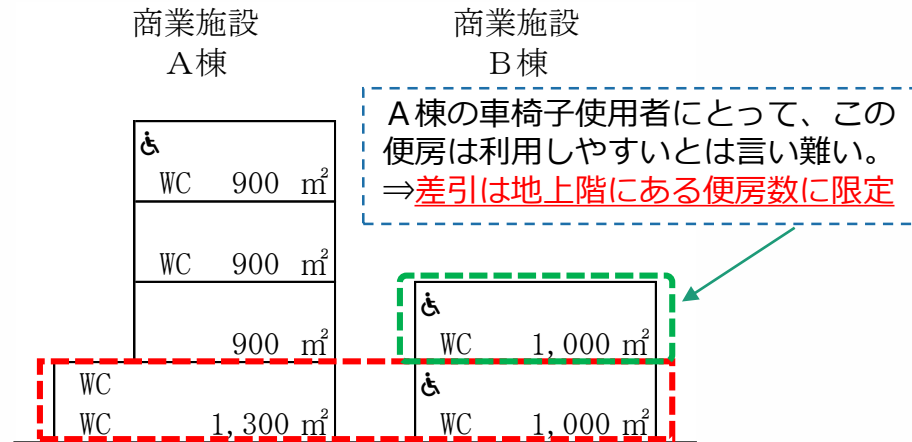
～同一敷地内の近接した位置に車椅子使用者用便房がある場合

<政令基準の考え方>



A棟に必要な車椅子使用者用便房数：2

- ・便所設置階：3
- ・うち、地上階は、告示第5の1により設置不要



A棟に必要な車椅子使用者用便房数：1

- ・小規模階を有する建築物としての必要数：3
- ・告示第5の4により当該必要数から**B棟の**車椅子使用者用便房数を差し引く

告示第5 ※令第14条第2項ただし書に規定する場合

1 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

告示第5

4 床面積が1,000m²未満の便所設置階を有する建築物に、…に令第14条第2項本文の規定により床面積が1,000m²以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（第1号に規定する施設が同号に規定する位置にある場合にあつては、当該数から**当該施設に設ける車椅子使用者用便房…の数を差し引いた数**）以上の車椅子使用者用便房…を設ける場合

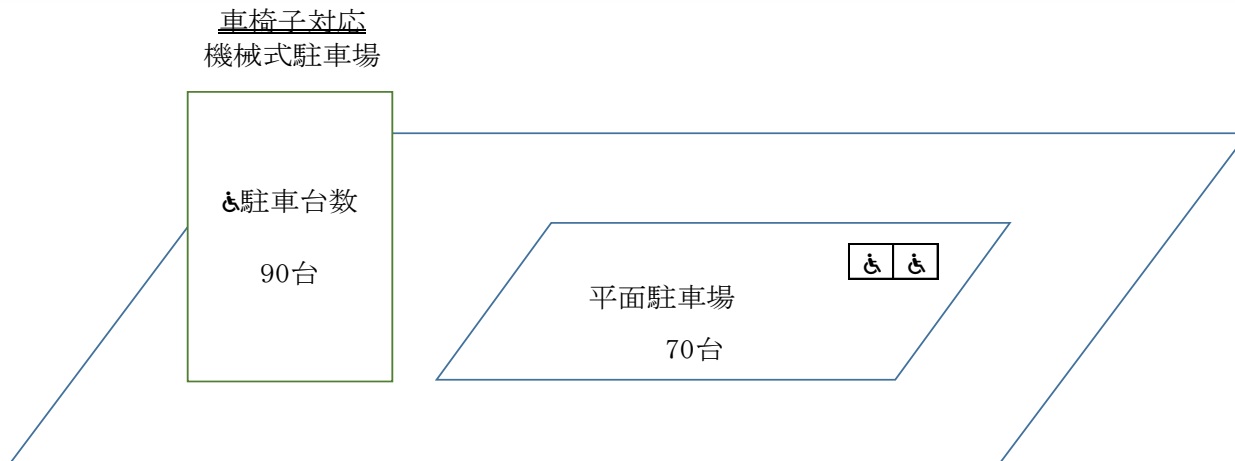
の地上階に設置されている

追加

県基準の取扱見直し：機械式駐車場

現在の整備基準	改正政令基準
構造上、 <u>車椅子使用者用駐車区画として整備する困難</u> である場合が多いため、整備基準の対象から <u>除外</u> する。	機械式駐車場である場合は、その <u>出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を1以上</u> 設ける。

➡ 駐車区画に応じた適用となることで、「機械式駐車場」と「それ以外の駐車場」の両方を持つ建築物において、「基準のねじれ」が生じる場合があるため、新たに機械式駐車場を対象する見直しを行う。



	みんぱり条例	国政令基準	
	機械式を除く	機械式を含む	本則
駐車台数	2%を基本とした必要数	ただし書適用 (車椅子対応機械式 駐車場分含む)	160
車椅子使用者用区画・必要数	2	合計数92	4 ⇨ 設置2(不適)

ねじれが発生

(その他改正事項) 統合身分証の活用について

<概要>

- ・審査窓口である特定行政庁からの要望に基づき、完了検査など立入調査の際に携帯する身分証明書について、統合身分証の活用が可能となるよう所要の改正を行う。

【統合身分証制度(令和3年10月～)】

地域の課題

身分証明書の作成業務が負担

- 職員一人について数種類もの身分証明書を作成しなければならず、特に職員の変動時期には身分証明書の作成業務が負担
- 立入検査先の事業所において、複数法令による規制を受けることが多いため、複数の身分証明書を示す必要があり、迅速な立入検査ができない

様々な様式があるため、人事異動時の身分証明書の作成業務が負担です

事務担当者

なんとなか
ないの？

地域の声

制度上の支障

各法令に基づく様々な様式の身分証明書

環境省等が所管する法令に基づき、地方公共団体職員が立入検査等を行う際の身分証明書の様式については個々の法令で定められている

複数の様式が異なる身分証明書を提示するケースがあり、検査時に迅速に提示できないこともあります

地方

提案

地方公共団体の負担減 立入検査の円滑化

解決策

身分証明書の統合を可能に

- 環境省専管又は他省庁と共管の28本の法律に基づく45種類の身分証明書を統合することが可能に
- さらに、地方公共団体の条例に基づく身分証明書を統合することも可能に

行政事務の効率化

- 身分証明書の作成業務の負担軽減
- 立入検査の円滑化

立入検査の際に複数の身分証明書を持参・提示する必要がなくなりました

地方

統合される法令の例(平塚市の場合)

- 建築基準法
- 省エネ法
- バリアフリー法
- 建設リサイクル法

統合身分証として発行

【統合身分証の様式】

(第1面)

第 号		立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		写 真
職 名		年 月 日生		
氏 名		年 月 日交付		
生年月日		年 月 日限り有効		
年 月 日		発 行 者	印	
年 月 日				

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

施行時期及び経過措置の考え方

